

136. 東京都戦災復興区画整理事業における市街化計画からみた計画実態に関する研究

- 東京都市計画復興土地区画整理事業地区事業計画書を用いて -

A Study of the Actual Planning by the urbanization plan on Land Readjustment of War-damage Reconstruction in Tokyo

- Using the plan document of Land Readjustment of War-damage Reconstruction in Tokyo -

中島 伸*

Nakajima Shin*

The purpose of the study is to clarify the realities of the plan to the project authorization and the city area image which was going to come out on Land Readjustment of War-damage Reconstruction in Tokyo. Main result is as follows;

- The contents of the special use area announced ahead of land readjustment were succeeded for urbanization plan of land readjustment. This plan was diversified and distinguishing.

- The urbanization plan was the careful block plan that each local characteristic was considered of the previous state. Land readjustment project was planned as comprehensive urban planning including not only mere land rearrange but also placement plan of municipal facilities.

Keywords: War-damage Reconstruction, Land Readjustment, Urbanization plan, Design Standards, Block Planning
戦災復興事業, 区画整理, 市街化計画, 設計標準, 街区設計,

1. はじめに

1-1. 研究の背景と目的

近年都市計画法の抜本的改正に向けた様々な見直しの議論が行われている。近代都市計画において、区画整理事業は都市基盤形成の重要な役割を占め、「都市計画の母」とも称されてきた。今後、都市が成熟期を迎えるに当たって、既存の都市基盤を如何に再活用するかという観点から、これまでの区画整理事業地区が如何なる空間形成をしてきたかという史的視点は今後の持続可能な都市形成において、重要な視座を与えるものとする。そこで本稿は、東京都戦災復興区画整理事業（以下、「復興区画整理」）を対象に、東京都区画整理課保管資料『東京都都市計画復興土地区画整理事業地区事業計画書』（以下、「事業計画書」）を用いて、「復興区画整理」において事業認可段階までの街区計画・設計の到達点と、実現しようとしていた市街地像の実態を明らかにすることを目的とする。

1-2. 研究の方法

本研究は、「復興区画整理」において、当時参照された区画整理設計標準、土地利用計画標準等の整理を行い、「復興区画整理」の計画の前提条件となる、東京都独自の用途地域計画であった特別地区と「事業計画書」内の市街化計画の関連を論じた。次に、同書より、記述内容並びに添付図面の把握を行い、事業地区独自の街区計画と読み取れる市街化計画を中心に、「復興区画整理」の計画実態を明らかにした。

1-3. 既往研究のレビュー

これまでに東京都の戦災復興事業について扱った研究は、石田¹⁾、越沢²⁾が事業の全体像を明らかにし、波多野³⁾が全国戦災復興事業唯一東京都で行われた組合施行区画整理について実態を明らかにし、石丸⁴⁾は都市計画地方委員会の速記録から当初計画について明らかにしているがいずれも具体的な計画実態には踏み込んでいない。西成⁵⁾は、麻布十番を中心に東京都

の戦災復興区画整理において生まれた広場状空地の設計意図を明らかにしたが、区画整理事業が目指した街区計画については明らかにされていない。また区画整理事業と用途地域の関連については、戦前名古屋を扱ったものとして、梅原⁶⁾によるものがあるが、戦災復興期の東京を扱ったものはこれまでにない。

2. 東京都戦災復興土地区画整理事業

2-1. 事業経緯

1945(昭和20)年12月30日の戦災地復興計画基本方針の閣議決定を受けて、東京都では、翌年4月25日に約2万haの都市計画土地区画整理を決定告示する。その年10月1日第1次事業地区告示(第1~11地区)によって事業実施は始まる。1947年2月27日に第2次事業地区(第12~16地区)、1948年3月20日には第3次事業地区(第17~41地区)が順次告示された。しかし、1949年3月7日のいわゆるドッジラインによる経済安定政策で計画の再検討が行われ、事業規模は大幅に縮小、最終的に事業計画区域約500万坪を1953年12月23日に告示し、都施行29地区と組合施行8地区が事業認可された。

2-2. 「事業計画書」の所在

当時の計画の一次資料である東京都建設局区画整理部作成による「事業計画書¹⁾」は、東京都が作成した事業報告書『甦った東京 東京都戦災復興土地区画整理事業²⁾』の原典に当るものであるが、基本的な事業概要のデータが整理されているのみで、当時の市街地形成に対する方針や概念などは記述されていない。2008年現在、「事業計画書」は東京都区画整理課で管理されているが、保管資料は第1地区から、第34地区までの25地区で、それ以降の第37地区から第42地区までの4地区は、所在不明である。今後、資料の保管先も明確でないこれら資料について、所在が明らかな資料の内容を整理し、事業成果の詳細をまとめることは意義深い作業と言えよう。

*正会員 東京大学大学院工学系研究科博士課程 (Graduate School of Engineering, The University of Tokyo)

表一 本調査対象地区（東京都保管資料の現存する地区）

地区	位置	事業形式	事業認可
第1地区	港区麻布十番付近	第1次都施行	1948年7月7日
第2地区	新宿区2丁目付近	第1次都施行	1948年4月15日
第3地区	文京区旧教育大学東側付近	第1次都施行	1948年4月20日
第4地区	墨田区錦糸町南側付近	第1次都施行	1947年12月28日
第5地区	品川区五反田町付近	第1次都施行	1948年2月13日
第6地区	大田区大森町東側付近	第1次都施行	1948年4月20日
第7地区	大田区大森町東側付近	第1次都施行	1948年4月20日
第8地区	渋谷区渋谷町東側付近	第1次都施行	1948年9月27日
第9地区	新宿区新大塚町東側付近	第1次都施行	1948年4月15日
第10地区	豊島区池袋町東側付近	第1次都施行	1948年8月14日
第11地区	北区王子町付近	第1次都施行	1948年7月24日
第12地区	大田区蒲田町西側付近	第2次都施行	1949年11月11日
第13地区	豊島区大森町付近	第2次都施行	1949年5月23日
第14地区	板橋区下板橋町北側付近	第2次都施行	1949年5月23日
第15地区	江東区亀戸町南側付近	第2次都施行	1950年10月2日
第16地区	江東区亀戸町北側付近	第2次都施行	1951年3月2日
第21地区	新宿区早稲田町東側付近	第3次都施行	1950年9月7日
第24地区	文京区駒込町神保町付近	第3次都施行	1950年9月5日
第25地区	墨田区押上町付近	第3次都施行	1952年5月22日
第26地区	品川区大井町東側付近	第3次都施行	1950年8月21日
第30地区	杉並区高円寺町東側付近	第3次都施行	1950年6月26日
第31地区	豊島区池袋町東側付近	第3次都施行	1950年9月21日
第32地区	豊島区池袋町東側付近	第3次都施行	1951年4月6日
第33地区	北区赤羽町付近	第3次都施行	1950年8月31日
第34地区	荒川区日暮里町北側付近	第3次都施行	1950年12月7日

3. 東京都都市計画復興土地区画整理事業地区事業計画書

3-1. 「事業計画書」の体裁

1946(昭和21)年7月4日通牒復興土地区画整理設計標準⁸⁾に付随された「復興土地区画整理設計書」によって、「事業計画書」は、見本となる例文付きの一定の様式の下で作成された(表2)。そのため、事業地区毎に作成された「事業計画書」の記述内容は、項目通りに忠実で、内容量も各地区概ね同程度である。しかし、地区によって特筆すべきと担当者が感じたであろう箇所は、特記的に充実した記述が見られる。

本研究が着目する区画整理による街区計画において、直接的に影響を与えるのは、第3章4. 5. の内容であろう。しかし、本来的に区画整理の事業目的は宅地規模の適正、合理化である。そのため、街区の実際の規模など数字を決定するこの段階では、与条件の調停に迫られ、細部に渡る空間への工夫はあったとしても、地区を貫く構想として計画の独自性が発揮されるとは考えにくい。むしろ、地区固有の構想が盛り込まれるのは、地区の現況把握を行った上での第3章1. 3. ⁹⁾の記述に現れてくるであろう(次章で詳述)。

表一 2 「事業計画書」目次

第1章 総説
1. 被害状況 2. 復興状況 3. 都市性格と将来の目標 4. 都市計画決定 5. 施行の目的
第2章 現況
1. 位置 2. 地区総面積 3. 気象 4. 地勢と地質 5. 用水 6. 地下水 7. 従来の土地利用状況及び分布状況の概況 8. 道路 9. 交通施設 10. 整備計画地の震災状況
第3章 計画
1. 都市計画との関係 2. 都市計画以外の重要施設及び計画との関係 3. 市街化計画 4. 街路及歩道 5. 区画整地
第4章 主要工事の仕様
1. 清掃 2. 整地 3. 街路 4. 上水道 5. 下水道 6. 工作物除却 7. 其の他主要工事
第5章 整理施行前後の土地筆数及地積地目別合計対照表
第6章 事業の着手及完了の予定時期
第7章 事業費及財政計画
1. 総事業費 2. 財源
第8章 添付図目次

3-2. 「復興区画整理」の前提となる土地利用計画

本項では、「復興区画整理」を実施する上で、前提となる土地利用計画は如何なるものであったか、都の帝都復興改造案要旨、土地利用計画設定標準より整理する。

東京都では、復興土地区画整理設計標準通牒に先駆けて、1945(昭和20)年に東京都計画局都市計画課は帝都復興改造案要旨⁹⁾を発表し、市街地建築物法改正を見越して、独自の用途地域制として用途地域特別地区を示した¹⁰⁾(表3)。また、1946年10月1日に通牒された戦災都市土地利用計画設定標準¹¹⁾も同様に市街地建築物法を超える地域地区で住居地域を菜園住宅地区、普通住宅地区、集合住宅地区とする等、詳細に指定する計画標準であった(表4)。しかし、その後、特別地区は、期待していた法改正は行われず、戦災復興期には実効力が伴う制度として実現に至らなかった。

表一 3 帝都復興改造案要旨、用途地域特別地区

地区名	内容
行政地区	行政機関の建設に充てる地区にして中央行政機関は宮城外周に配分し東京都民日常の中心たる都庁、警視庁は駿河台方面に指定する
文教地区	東京帝国大学及上野公園を包含する区域及早稲田学園と戸山ヶ原を包含する附近、慶応学園を包含する附近を指定し文教地区と、適当なる環境の整備を成し帝都品位の要素たる精神部分の高層街制に資するものとする
消費観興地区	銀座築地一帯を国際、新宿一帯を山の手方面、浅草一帯を下町及地方人の夫々の消費観興中心として指定し以て其の育成を図り渋谷、池袋、五反田等を中集団とし小は各町内生活必需品街に至る小消費中心を生生活圏計画に基て配置指定するものとす
医療地区	郊外に於ては青森村を都内に於ては慶応、赤十字其の他大病院の集団せる附近を指定し安静を保たしむる模擬環境を保護せしむ
交通運輸地区	省線各駅周辺、東京港周辺及隅田川口等を指定、交通運輸施設相互間に支障となる施設の介入を防ぎ本来の利用を能率化せしむる

表一 4 戦災復興土地利用計画標準と市街地建築物法内地域地区¹²⁾

地域地区計画	市街地建築物法による地域地区	
商業地域	商業専用地区 その他の区域	商業地域
工業地域	甲種工業地域 その他の区域 乙種工業地域	工業地域 未指定地区
住居地域	住居専用地区 店舗地区 集合住宅地区 普通住宅地区 菜園住宅地区 地区を分けない地区	住居専用地区 住居地域
特別地区	公館地区 憩楽地区 港湾地区 特別工業地区 体育地区 文教地区	商業地域又は住居地域 商業地域 商業地域、工業地域又は未指定地 工業地域内特別地区 住居地域 住居地域
防火地区	甲種防火地区 乙種防火地区	甲種防火地区 乙種防火地区
高度地区		高度地区

3-3. 区画整理設計標準内に見る計画項目

一方、前述の区画整理設計標準で、「事業計画書、第3章1. 都市計画との関係」においても、「(1)都市計画地域の地域地区別指定理由及その内容」として法定都市計画と並び特別地区も記載要件に列挙されている。また、「3. 市街化計画」には、「市街化計画 将来の市街化状況(市街化計画図)を対照して説明する」(イ)学校配置計画及通学区域(学校区)、(ロ)官公庁の配置計画、地積等、(ハ)小公園、墓地等の配置並に移転計画、(ニ)其他」とあり、公共施設の配置計画に関することが主な記述項目として設定されている。さらに、この時期、都市計画協会から出される区画整理実務叢書¹²⁾内で、市街化計画について、「区画整理の施行された宅地に如何なる建築物が建ち、又建築

物の建設計画がどの様になっているかと云う事即ち如何に市街化が進んで行くかを予想することが必要」
と解説され、建築物(特に官公衙の公共建築、工場、デパート)の計画から宅地需要の予測を立て、市街化状況に照らした計画を立てることとしている。当時の設計標準や都市計画技術書において、都市計画の地域地区制度による土地利用計画と市街化計画は、事業計画の項目として区別して整理されている。

4. 「復興区画整理」計画の実態

4-1. 市街化計画の充実

東京都は、実際の計画にて「第3章1. 都市計画との関係」で用途地域特別地区に関する記述はほとんど無く、法定地域地区の列挙にとどまった。しかし、特別地区の一部は、行政指導の根拠として¹³⁾、形を変えて市街化計画に盛り込まれる。表5は「事業計画書」内、市街化計画の項目で記述される計画内容と計画項目の出現用語をまとめたものである。設計標準に従い、概ねどの地区でも、学校、官公衙、小公園、墓地の配置計画は記述されているが¹⁴⁾、さらに多くの地区では設計標準に規定されていない項目による追加事項、もしくは超える形での記述が見られる。特に商業用途に関する記述は、多岐に渡り、帝都復興改造案要旨中の消費観興地区や土地利用計画設定標準の慰楽地区から派生したと見える項目が多数記述されている。

これらは、用途地域制の様な法的規制力はないものの、地区内の詳細な用途地区として位置づけられ、街区設計時に考慮された。図1以下で示す市街化計画図を見ても、市街化計画は、基本的には街区単位での塗り分けによる計画となっており、区画整理事業の街区設計における計画の分担として、建築敷地の

集合である街区の性質や用途を念頭に置いた計画であり、この計画書の文言と図面を詳細に見ることで、当時どのような市街地像を目指していたか読み取ることができる。

4-2. 特徴的な市街化計画に基づく街区設計

本項では、表5で整理した設計標準外項目の記述が多い地区の内、市街化計画と街区設計の関連が記述として確認できる地区をケーススタディとして取り上げ、分析を行う。これらの地区の多くは、「事業計画書第2章7. 従来の土地の利用状況及分布状況並規模」等の市街地状況の記述と絡めて、地区の固有性に即した計画が立案されている。

(1) 商業活動と街区割の一体を目指した商業地(第4地区)

東京都の東部に位置し、江東方面の消費中心地である第4地区錦糸町南側附近地区は、元来関東大震災の復興区画整理が施行された地区であった。今次の戦災被害から、街路、緑地、駅前広場等の都市施設の拡充によって、東京都東部の副都心として、復興するため事業が行われた。当地区は、事業範囲を消費観興地区を想定して定め、市街化計画では、

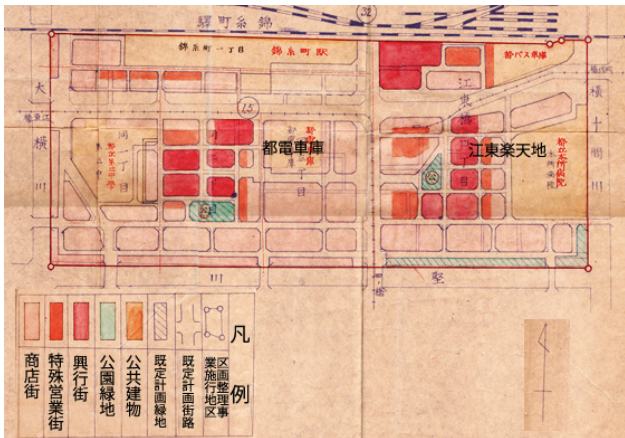
「副都心的消費観興地区を予想、全地区を商業地域として計画／興業地として既存の映画街江東楽天地の一部と南側の中央部及江東橋二丁目都電車庫の西側に一部を計画しこれらを結ぶ街路を通じ、駅前広場と関連させ、通過主要幹線街路等を避けて、これら幹線に囲まれた内部に於て商業街として発展させる／興業地に接するブロックに特殊商業街を配する」

として、興業街としての用途特性と空間構成を関連付けた市街化計画を策定した。図1を見ても、中央の幹線街路から江東楽天地へ一本入った地区内部に斜線街路を設け、幹線街路空間と地区内部の空間を分け、街区規模も幹線沿いと差をつけて

表-5 「事業計画書 市街化計画」地区別記述項目(※1: 興行街と興業街はどちらも映画館等を含む興行街という記述であったため、ひとつにまとめた。 ※2: 第6地区のみ、第3章1. の記述となっている。)

項目\事業地区		第1次都施行											第2次都施行					第3次都施行									
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	21	24	25	26	30	31	32	33	34	
記述方法	文章型記述	●		●	●							●			●	●	●		●	●			●	●	●	●	
	項目型記述	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
設計標準内項目	学校配置計画	●		●		●	●	●					●			●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	官公衙配置計画	●		●		●	●	●					●			●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
	小公園配置	●		●	●	●		●			●	●		●		●	●		●	●	●	●	●	●		●	
	墓地計画	●		●			●		●			●		●			●			●	●	●	●	●	●	●	
設計標準外項目	商業系	店舗街／商店街	●	●		●				●	●	●	●				●	●	●		●					●	
		普通商店街			●												●	●	●								
		路線式店舗街	●													●											
		興行街／観興街／興業街 ^{※1}		●		●				●		●	●														
		消費観興地				●																					
		消費商業地																	●								
		特殊飲食店街		●						●	●																
		飲食街／繁華街																		●				●			
		特殊商業街／特殊営業街				●		● ^{※2}					●														
		ビルディング街／事務所街								●	●	●															
	旅館地区								●	●																	
	遊樂場										●																
	三業地	●																		●							
	住宅系	住宅地								●			●				●		●		●					●	
		普通住宅地			●							●								●							
		中高層住宅地			●															●							
		勤労住宅地	●																								
	工業系	工業地区／工業地														●	●		●								
		軽工業地																				●					
		数内工業			●																						
	緑地系	緑地／緑道		●	●						●		●							●							
		遊歩道					●																				
	其の他	広場								●	●																
		街区／バタン											●														

いる。従前からの商業街を、地区内部に位置づけ、商業街の性格や視覚的な賑わいを通過交通によって損なわないようにしている様子が伺える。また、連動して公園を地区内商業街に付随して配置している点も特徴的である。



図一 第4地区市街化計画図^⑤ (レイアウトは筆者編集)

(2) 既存の商店街を軸にした静閑な勤労住宅地(第1地区)

旧麻布区東南方面、芝区小山町方面住宅地の生活の中心を成す商業地区を擁する第1地区麻布十番附近地区は、2つの店舗地区のこれまでの性格を変更せず、更にこの特質を強め、近隣住宅地との密接な隣保的生活圏の中心地とすることを目標^⑥とし、住宅地と商業地の調和を図り、事業地区外の周辺にとっても中心となるように計画された。市街化計画では、

「地区内外の住宅街の生活の中心地たるべき店舗街として(中略)二つの店舗街を造成し両者の中間を静閑な勤労者住宅街たらしめん/十番方面店舗地区は十番通り縦式通り及び一の橋方面より一本松方面に通ずる新設通りを中心とする環状三号街路以南の店舗地区であって山元町内には三業地を設ける^⑦。又、森元町方面店舗地区は従来の森元通りを10mに拡幅し路線式店舗街とする」

とあり、従前の商店街の復興を軸として、森元町方面では路線型商店街が計画されている(図2、東部)。また、「4. 街廓及劃地」を見ると西成(2006)^⑧でも指摘されている十番方面商店地区(図2、南西部)では、

「十番通り及一の橋より一本松に通ずる幅員8mの街路沿いは将来百貨店、マーケット或は映画館等の建設あることを予想して奥行きを30m乃至50mとした」

とする記述があり、十番通り南側、新設した通りの両側では、街区短辺方向が通りに面した奥行き深い街区構成となっており、区画整理のみで建築物の誘導は不可能であるが、想定される建築物、望ましい建築物から街区の規模を検討していた。これは、当時の復興土地区画整理設計標準の商業用地で指定されている奥行きと比較しても大きく、後述の南保賀の著作^⑨内にある東京都戦災復興区画整理の設計指針の商業地域内興業場用地の奥行き40-60m等に近い数値ともなっている。

(3) 建築用途別の具体的市街地像を伴う副都心地区(第8地区)

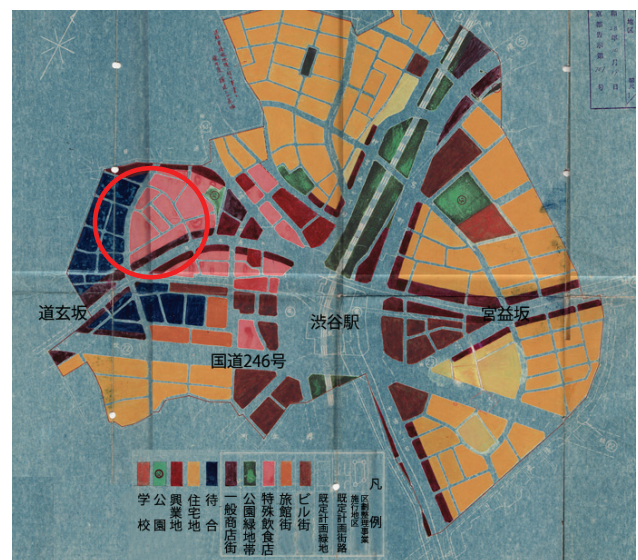
戦前の東京の市街地の西方拡大の経過の中で、浅草、銀座、新宿と並んで大東京の四大盛り場として最後に発展してきた渋谷は、工区を2つに分けて、第8地区渋谷駅附近地区として、



図一 第1地区市街化計画図 (レイアウトは筆者編集)

表一 第8地区市街化計画

項目	内容
(イ) 広場 7571.15 坪	現在の渋谷駅は広場がなく、西北側の僅か500坪に足りぬ駅前敷地を使用するのみで、しかも構内には都電の引き込み線があり、その効用は全く皆無である。乗降客数と広場面積の比は省線中最悪であったため、本計画では駅東側に2,300坪余、西側に5270坪余計画。
(ロ) ビルディング街 16800 坪	駅前広場周辺に相当するブロックを之に於て、本地区のビジネスセンターとすると共に都市美を考慮して計画した。
(ハ) 一般商店街 21700 坪	現在の道玄坂、宮益坂ラインは之を存置し、その他の主要幹線街路西側に之を配置した。
(ニ) 特殊飲食店街・料理店街 23510 坪	従来の位置を考慮して計画し特に風紀地区指定地などはその特性上旺盛なる復興振りを示し、これを移転するの技術的にも困難であるし又その理由もないので、現状のままとした。
(ホ) 旅館地区 2955.3 坪	台地の幹線街路が切り取りとなる崖上の一帯に予定した。この地区は崖上となり商業地区としては無価値であるが、旅館地区としては台地の静閑なる所で適当と認めた。
(ヘ) 興業街 2820 坪	現在の映画館等をそのまま存置し之に付設予定のこの敷地を考慮して計画
(ト) 住宅地区 54600 坪	盛り場より分離して台地の一帯を最も健康的な位置として計画した。従来も住宅地であったのであるが、街廓の整備に際して住宅地としての諸条件を更に満足させるものと認めた。
(チ) 小公園 2675.3 坪	都市計画街路に囲まれたブロックの集団毎に大体1箇所の公園を設け、主として住宅地の清浄化を期した。



図一 第8地区市街化計画図 (レイアウトは筆者編集)

「復興区画整理」は行われた。戦前に都市計画決定されたままであった悲願の駅前広場が今次に造成されることを筆頭に、青山通り、多摩川通りの国道246号線の新設拡幅等、渋谷駅前を中心とした副都心形成が区画整理によって進められた。

第8地区では、設計標準にある項目通りの市街化計画ではなく、商業地区ではビルディング街、料理店街、旅館地区等、新設項目による具体的な集積イメージを持った計画となった。特

にビルディング街は駅前広場に対面する場所を中心に計画され、駅前から延びる放射状街路沿いには一般商店街が並び、その裏手である地区内部には、それぞれ特殊飲食店や待合、住宅地が計画された。本計画は、渋谷駅前を中心とした谷地の放射状都市構造に沿った細やかなゾーニングを指向していたと考えられ、道玄坂北側の特殊飲食店街(待合を含む⁽¹⁰⁾)を見ると(図中丸)、位置は従来のままだが、街区割は従前から変更されており、地形を考慮しつつ、地区内部に周辺の幹線街路沿いの街区と比べて街区配列の長短辺方向を逆にした小さめの街区の組み合わせによる設計をし、特殊飲食店街固有の半閉鎖的な賑わいある街区構成を目指していると考えられる。

(4) 公共施設配置を巧みに組み込んだ市街化計画(第10地区)

池袋駅を中心とし、従来から郊外電車二線、山手、赤羽線等が集中し、重要な交通要衝を成している第10地区池袋駅周辺地区は、商店歓楽街が路線沿い発達し、特殊飲食店は繁華を極め、東京の山手における盛り場を呈し、さらには軽工業もあり、雑然とした市街状況であった。そこで東京の北門として交通拠点と共に商店街地域を形成し、消費観興地として発展すべき目標の下、戦災復興土地区画整理事業を行った。

第10地区では、官公庁の配置計画や、墓地等の具体的な上物の都市施設の移転計画を積極的に市街化計画に取り入れた。官公庁の配置計画では、地区内に分散した各官公庁の機能を区役所敷地周辺(特に東口駅前に面した街区)に集合させ、東口駅前をシヴィックセンターとする構想⁽¹¹⁾であることがわかる。

また、墓地移転計画では、池袋駅東口南方に延びる補助幹線道路から一街区内側に入ったところにある本立寺をL字に囲むように集中移転する⁽¹²⁾とある。この寺社兼墓地街区には、寺の敷地と隣接して、小公園(南池袋公園)が計画されており、大規模な空地を確保している。さらに、この空地を縁取るようにL字型に普通住宅地を計画し、駅前の商業繁華街と、普通住宅地の間に緩衝部として公園寺社地を機能させ、住宅地が閑静となるように計画したと読み取ることができる。区画整理事業は元来、土地の整理であり、事業単体だけでは期待されるような市街地形成は困難を伴うが、「復興区画整理」では、移転、配置可能な都市公共施設を組み合わせ、地域の機能をコントロールし、目指すべき市街地像に向けて計画を試みていた。

(5) 既存資源を活かした緑道の形成(第3地区)

また、特別地区からの派生による計画ではないが、既存資源を活かして特徴的な市街地計画を立案している地区に第3地区旧教育大学附近地区がある。本地区は旧教育(旧文理)大学を中心とする高台と斜面に立地した住宅地である。住宅地の従前は「大学と精神方面にも文化方面にも何等連なりを持たず別箇のものとして存在していた⁽¹³⁾」ため、「この欠点を反省し、有機的関係を持たしめる様⁽¹⁴⁾」構想された。

旧教育大学の脇を通る湯立坂は、近世よりその名を知られる地域の重要な坂であった。「復興区画整理」の街区設計を見ると、湯立坂の街路の拡幅や線形変更を行わず、従前の空間形態を維持した。そして、旧教育大学側の敷地は、「東西の地区を突貫している谷地の斜面地を利用し、緑道を設け、小石川植物園に至る遊歩道⁽¹⁵⁾」を計画した。東京は復興計画において大

規模なグリーンベルトを計画し、頓挫したことは知られるが、区画整理の地区レベルにおいても、小規模ながら地区の骨格となる線形公園を計画していたことがわかる。

表-7 第10地区市街化計画

項目	内容
(イ) 官公庁の配置計画	東口駅前広場近傍に区役所敷地を決定し、他の主要官署(郵便局、消防署、警察等)も従来の分散を排し、極力地区内に設定を計画中
(ロ) 小公園、墓地等の配置並びに移転計画	○小公園(4131.08坪) 公園緑地計画の項に述べた如く、地区内に三箇所予定 ○墓地(2593.34坪) 墓地は本立寺を囲みL字型に集中移転する計画
(ハ) 店舗商業地 49065.39坪	補助線77号環状線5号、1等大路3類12号全13号路線(補助線沿い)に商業地を計画
(ニ) 興行場遊藝場 6594.74坪	駅前広場より比較的近い閑静地にこの地域を計画した
(ホ) 事務商業地 18922.76坪	東口駅前広場前(補助線73号沿道)に事務商業地並にビル建設予定地とした
(ヘ) 普通住宅地 33460.15坪	地区周辺の閑静地を選び、区画割を標準に近からしめ日照通風などの条件を良好にした。

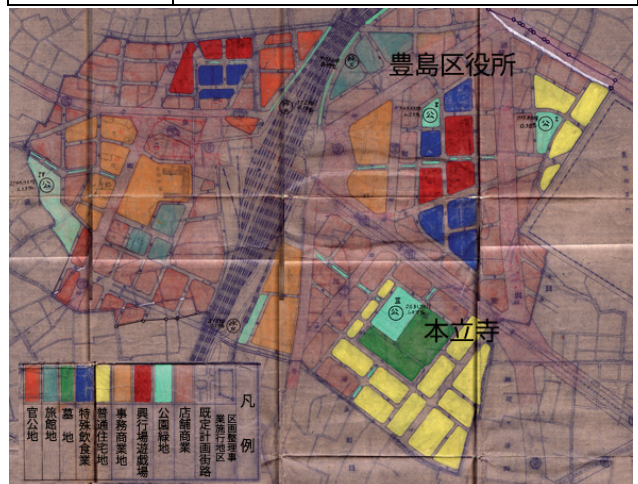


図-4 第10地区市街化計画図(レイアウトは筆者編集)

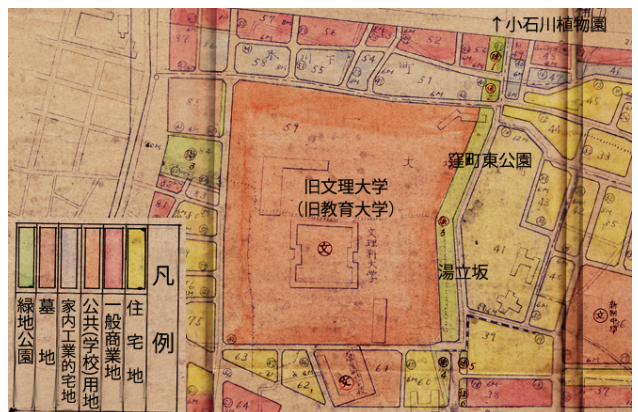


図-5 第3地区市街化計画図北西部(レイアウトは筆者編集)

4-3. 施行期の違いによる計画内容の変化

ここまで区画整理に係る市街化計画図の記述を分析してきたが、設計標準の項目にとらわれない特徴的な記述している多くの地区は、ドッジラインによる事業規模縮小の煽りを受けなかった第1次都施行地区であり、第3次都施行地区の多くは第1次都施行地区にある特徴的な計画立案の記述が見られない。

計画が策定される時期となる事業認可の年代を整理すると、第1次都施行地区の事業認可が行われたのは1948年中で、第2次都施行地区は1949年11月から1951年3月までに認可され、第3次都施行地区は、1950年6月から1952年5月にまで

及んだ。計画内容の違いは、前述西成¹⁴⁾にもある通り、財政的状況が原因として考えられるが、当時の東京都都市計画課長を務めた石川栄耀を始め、「復興区画整理」に尽力した高い技術力と思想を持った都市計画者・技師達が、この時期に区画整理の計画・設計の現場を離れたことを指摘しておきたい。

1944年より東京都都市計画局都市計画課長として戦災復興土地区画整理事業を現場で先導してきた石川栄耀は1948年6月建設局長就任¹⁵⁾、1950年2月建設局臨時露店対策部部長に就任と、区画整理の現場を離れ、また、石川の補佐役で、計画構想段階から関わり¹⁶⁾、区画整理課係長、課長を歴任した南保賀¹⁶⁾もまた1947年3月に内務省内示により、山口県土木部道路課長へと赴任した¹⁷⁾。さらに、当時の区画整理事業を行う担当部署は、事業の進行に合わせて、1、2年に一回の組織改編を経た激動のものであった。事業遂行において、リーダーやベテラン技師の現場離脱が直接の要因としてどれだけ以後の計画に影響があったか、「事業計画書」からだけでは読み取れないが、頻繁に繰り返される組織改編の中で、後任者が、設計標準に基づき、既定の項目をまとめあげていく計画立案にとどまったのは想像に難くない。

表一 復興区画整理と組織変遷、都市計画者・技師の動き¹⁸⁾

年	復興区画整理に関する出来事	東京都区画整理担当部署の変遷 ／計画者・技師の動き(ゴシック体)
1943年		7月 都市開始 当初建設局、計画局で開始
1945年	12月 帝都復興改造案要綱	
1946年	10月 第1次都施行告示(第1～11地区)	2月 港湾局廃止、計画局が建設局に改称し統合 7月 建設局土地整理課開設 <土地整理課> 庶務係、整地係、補償係、土地係、測量係 12月 土地課と区画整理課に分割 <土地課>指導係、補償係、用地係 <区画整理課>庶務係、計画係、整地係、回収係、工事係、測量係
1947年	2月 第2次都施行告示(第12～16地区)	3月 南保賀(前副都区画整理課長)、山口県土木部道路課長、任官 6月 区画整理課に補償係が加えられる
1948年	3月 第3次都施行告示(第17～41地区)	5月 土地課と整地工事課と区画整理課に改変 <土地課>指導係、評価係、用地係、測量係 <整地工事課> 事務係、工事係 <区画整理課> 庶務係、計画係、整地係、移転補償係
	9月 第1次施行事業認可完了	6月 石川栄耀(前副都区画整理課長) 建設局長就任
1949年	3月 ドッジライン、事業規模縮小へ	6月 土地課廃止<整地工事課> 事務係、工事係 <区画整理課> 庶務係、計画係、整地係、補償係
1950年	6月 第3次都施行事業認可開始	2月 石川栄耀、建設局臨時露店対策本部長就任
1951年	3月 第2次都施行事業認可完了	
1952年	5月 第3次都施行事業認可完了	11月 部制を採用、区画整理部へ統合 <区画整理部> 監理課、技術課、換地課、補償課

5. まとめ

以上より、本稿で得られた東京都戦災復興土地区画整理事業の計画実態における知見を整理すると、以下の通りである。

1.区画整理事業に先駆けて発表された帝都復興改造案要旨の用途地域特別地区の内容は区画整理内の市街化計画に引き継がれ、そこから柔軟且つ多様な計画立案が行われた。2.市街化計画は、従前の地域特性を読み込み、緻密な街区計画であった。そして、区画整理事業は、単なる土地整理にとどまらず、都市施設配置といった上物の計画を含む総合的な都市計画として計画された。3.設計標準の枠組みを越えた東京都独自と見られる計画立案は、主に計画初期段階に行われた地区で顕著である。4.施行時期による計画内容の違いは、当時事業に従事していた技師の異動や組織改編等の影響によると考えられる。

今後の研究課題としては、これらの計画内容が果たしてどの

程度実際の事業実施、事業後の市街地形成に影響していたか、また、それらは今日的にどのような都市空間形成の基盤となったか、その空間形成から変遷までを明らかにすることが挙げられ、過去に計画された都市基盤が持つ現代的意義と課題を整理することが重要であると考ええる。

謝辞

東京都都市整備局市街地整備部区画整理課には、資料閲覧において便宜を図って頂きました。紙面を借りて御礼申し上げます。

補注

(1)「事業計画書」の制作、出版年については、更新型の内部資料であるため正確な出版年はない。事業認可の際に計画書として作成されているため、事業認可をもって出版年とする向きもあるが、その後も計画変更の度に改訂され、追加されていく。そのため、地区によっては3分冊に及ぶ。なお、都施行地区で最後の設計変更は、第15地区での昭和43年6月1日に計画区域の一部除外である。(2)「第3章2. 都市計画以外の重要施設及計画との関係」は主に交通機関、ガス、電気、水道等のインフラ、水路、運河等に関するもので地区の計画構想というよりは、構想に影響を及ぼす条件として本研究では扱った。(3)昭和21年10月1日復計第198号戦災復興院計画局長、建築局長通牒「戦災都市における土地利用計画の設定について」を参照。(4)記述の無い地区は、該当する施設計画が無い場合も含まれている。(5)事業計画書の添付図、街区設計計画図をベースに、着色された図・縮尺は全地区共通で3000分の1。(6)第1地区 事業計画書 第1章総説3. 都市性格及将来の目標より。(7)三業地は戦前より存在していた。(8)文献5)西成(2006)pp. 931-932 (9)文献16)『都市復興と区画整理の構想』pp. 105-106 (10)「事業計画書」市街化計画の本文中には、待合に関する記述はなく、計画図にのみ現れる。本稿では特殊飲食店に含まれるものとして分析した。(11)戦前の新宿駅西口での都市改造プランの構想が継承していると考えられる。詳しくは、参考・引用文献2)、p. 100-109 参照。(12)「第10地区事業計画書第3章計画3.市街化計画」p. 150 (13)「第3地区 事業計画書第1章総説3. 都市性格及将来の目標」p. 80 (14)同上、p. 80 (15)「第3地区事業計画書第3章計画3.市街化計画」p. 95 (16)南保賀は、戦災復興区画整理事業に従事する傍ら、区画整理の設計計画思想を雑誌、著作などに表している。内容は、上司である石川と通底するもので、全国統一基準である設計標準をより具体的な東京の市街地像に照らし合わせた東京都独自の設計標準案を展開した。(17)南保賀は当時の異動について、「終戦後1年半より経っていなかったで戦災地区に復興家屋がまだ建ちしか建たない状態であり、復興事業も緒についたばかりであった。帝都復興事業には大いに未練があった」と述懐している。南保賀(1985)「私の見て来た鋼道路橋の思い出と変遷」橋梁Vol. 21No. 4 p. 59 (18) 東京都(1996)『東京都職制沿革』東京都、を元に作成。

参考・引用文献

1) 石田頼房(2004)『日本近現代都市計画の展開』自治体研究社 2) 越沢明(1991)『東京の都市計画』岩波新書 3) 波多野憲男(1988)『東京戦災復興における組合施行土地区画整理事業、「東京 成長と計画 1868-1988」』東京都立大学都市研究センター 4) 石丸紀興(1988)『都市計画地方委員会議事速記録を通しての東京都区部の当初戦災復興計画に関する研究』日本都市計画学会論文集、No. 23, pp. 517-522 5) 西成典久(2006)『麻布十番戦災復興計画と石川栄耀の理想的商店街—広場状空地の出自とその経緯に着目して—』日本都市計画学会論文集 No. 41-3, pp. 929-934 西成典久(2007)『東京戦災復興区画整理事業にみる広場状空地の出自とその背景に関する研究』日本都市計画学会論文集 No. 42-3, pp. 409-414 6) 梅原浩次郎他(1997)『戦前の名古屋の用途地域指定と区画整理の関連に関する研究—特に工業地域指定を中心として—』第32回日本都市計画学会学術研究論文集, pp. 67-72 7) 東京都建設局区画整理部計画課(1987)『甦った東京 東京都戦災復興土地区画整理事業』東京都建設局区画整理部計画課 8) 建設省(1991)「1946(昭和21)年7月4日戦後土第104号戦災復興院次長通牒」戦災復興誌 第1巻 建設省, pp. 258-263 9) 東京都都市計画課(1945～46)「帝都復興改造案要旨(一)～(二)」復興情報、No. 1～2、戦災復興院 10) 堀内亨一(1978)『都市計画と用途地域制 東京におけるその沿革と展望』西田書店, pp. 83-84 11) 前掲書8) pp. 85-88 12) 五十嵐醇三・村山幸雄(1950)『区画整理実務叢書第壹輯 区画整理の設計』都市計画協会 pp. 26-27 13) 石川栄耀(1947)「帝都復興都市計画の報告と解説」新建築 No. 22(1) pp. 25-26 14) 前掲書5) (2007)の2章(3) 15) 中島直人他(2009)『都市計画家石川栄耀 都市探求の軌跡』鹿島出版会 16) 南保賀(1947)『東京都復興区画整理事業の構想に就いて』新建築第22巻第3号、pp. 28-35、南保賀(1947)『都市復興と区画整理の構想』新地館